

差押処分取消請求事件

大津地方裁判所平成 24 年 (行ウ) 第 16 号, 平成 24 年 (行ウ) 第 17 号

平成 25 年 10 月 15 日民事部判決

口頭弁論終結日 平成 25 年 8 月 13 日

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第 1 原告らの請求

処分行政庁が原告原地域周辺整備株式会社 (以下「原告会社」という。) に対して平成 24 年 1 月 20 日付けでした別紙差押目録記載の債権差押処分 (以下「本件処分」という。) を取り消す。

第 2 事案の概要

1 本件は, 別紙不動産目録記載 1 ないし 3 の各土地 (以下これらを併せて「本件土地」という。) 及び同目録記載 4 の建物 (以下「本件建物」という。) の固定資産税滞納処分として, 処分行政庁が, 原告会社の株式会社レーベン (以下「レーベン」という。) に対する本件土地及び本件建物の賃貸借契約 (以下「本件賃貸借契約」という。) に基づく賃料債権を差し押さえる旨の処分 (本件処分) を行ったところ, 被処分者たる原告会社と, 原告亡 B 訴訟承継人 C (被承継人亡 B [以下「亡 B」という。] の子。以下「原告 C」という。) が, [1] 本件土地は, 原告会社が, 本件土地の所有者である亡 B から信託譲渡を受けたものに過ぎず, 本件土地についての賃料債権は信託財産であって, 実質的には亡 B に帰属していたものであり, 原告会社の責任財産に帰属しないから, 当該債権をも差し押さえる本件処分は, 原告会社の責任財産に帰属しない債権を差し押さえるものであって違法であり, [2] 消費税相当額は, 原告会社がレーベンから預かったものに過ぎず, 原告会社の責任財産に帰属するものではないから, 消費税相当額にかかる債権を差し押さえた本件処分は違法である等と主張して, 本件処分の取消しを求める事案である。

2 前提事実 (争いのない事実及び掲記の証拠等により容易に認定できる事実)

(1) 原告会社

原告会社は, 滋賀県彦根市 α 町の地域開発等の企画・調整・設計, 土地及び建物の有効

利用に関する企画・調査設計等を業とする株式会社である。(甲イ 1, 弁論の全趣旨)

(2) 本件賃貸借契約の締結

ア 信託契約の締結

亡Bは、平成18年6月23日、その所有に係る本件土地を原告会社に信託譲渡する旨の契約(以下「本件信託契約」という。)を締結し、同月29日、信託譲渡を原因として原告会社に対する本件土地の所有権移転登記手続をした。(甲イ6の1・2, 同7の1・2, 同8の1・2, 弁論の全趣旨)

イ 本件賃貸借契約の締結

原告会社は、同年7月19日、レーベンに対し、本件土地及び原告会社が所有する本件建物を、賃料月額31万5000円(うち1万5000円は消費税相当額)、賃貸期間5年間(賃貸借期間満了3か月前までに更新拒絶の意思表示がなければ、以後同一条件で自動更新)との約定で賃貸する旨の契約を締結し、原告会社は、レーベンに対し、本件賃貸借契約に基づき、本件土地及び本件建物を引渡した。(甲イ3, 9, 弁論の全趣旨)

本件賃貸借契約締結の際、原告会社とレーベンの間で、上記月額賃料31万5000円のうち本件土地の賃料に相当する部分及び本件建物の賃料に相当する部分の各金額について、特段合意はされなかった。(甲イ3, 弁論の全趣旨)

ウ 本件信託契約に係る配当の取り決め

本件賃貸借契約締結後の同年9月7日、原告会社及び亡Bは、本件信託契約に基づき、原告会社が亡Bに対し、月額7万4400円(本件土地1坪あたり150円)の配当金を支払う旨の合意をした。(甲イ10)

エ 原告会社は、別紙滞納固定資産税目録に記載のとおり、本件土地及び本件建物に関する固定資産税を滞納した。

オ 処分行政庁は、原告会社に対し、平成24年1月20日付けで、上記エの固定資産税に係る滞納処分として、別紙差押目録記載の債権差押処分を行った(本件処分)。(甲イ2, 弁論の全趣旨)

カ 原告会社は、処分行政庁に対し、同年3月16日付けで、本件処分に対する異議申立てを行った。同異議申立てにおいて、原告会社は、本件処分は〔1〕亡Bが原告会社に対して信託譲渡した本件土地に係る賃料も差し押えるものであるから、信託法23条1項に反し、違法であり、〔2〕レーベンからの預り金である消費税相当額分を差し押さえ、滞納者である原告会社の責任財産に帰属しない債権を差し押さえるものであるから違法である等と主張した。これに対し、処分行政庁は、同年5月16日付けで、同異議申立てを棄却する旨の決定をした。(甲イ4, 弁論の全趣旨)

キ 亡Bは、同年4月19日付けで、本件処分に対する異議申立てを行った。当該手続において亡Bは、本件処分には、上記カ〔1〕及び〔2〕の事由があることを主張した。これに対し、処分行政庁は、同年6月15日付けで、当該申立てを棄却する旨の決定をした。(甲ロ2, 弁論の全趣旨)

ク 平成 25 年 3 月 29 日、亡 B は死亡し、同年 5 月 22 日、亡 B の相続人である原告 C と E は、原告 C が亡 B のすべての財産を取得する旨の遺産分割協議をした。

3 争点

- (1) 本件処分が信託法 23 条 1 項に違反するか (争点 1)
- (2) 本件処分が消費税相当額を差し押えたことは違法か (争点 2)

4 当事者の主張

- (1) 争点 1 について

【原告らの主張】

本件土地は、原告会社が亡 B から信託譲渡されたものであるから、その土地について発生した賃料債権は亡 B の信託財産に帰属する (信託法 16 条 1 号)。信託法は、信託財産に属する財産に対する強制執行、仮差押、仮処分、担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分 (その例による処分を含む。) を禁じているから (同法 23 条 1 項)、亡 B の信託財産である本件土地の賃料債権を含む本件賃貸借契約に基づく賃料債権全額を差し押さえる旨の本件処分は同項に違反し、違法である。

【被告の主張】

信託法 23 条 1 項は「信託財産責任債務にかかる債権 (信託財産に属する財産について生じた権利を含む。)」、すなわち受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務 (同法 2 条 9 項) に基づく場合を差押禁止の例外としているところ、信託財産に属する財産にかかる固定資産税は「信託事務の処理について生じた権利」 (同法 21 条 1 項 9 号) として上記差押禁止の例外に該当する。

本件において、原告会社の滞納固定資産税には、本件土地にかかるものも含まれているから、本件土地の賃料相当額に対する滞納処分は、その賃料相当額が本件土地の滞納固定資産税に充当されている限り、同法 23 条 1 項に違反するものではない。また、徴税職員が債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえないとされている (国税徴収法 63 条本文)。

本件において、被告は、本件土地のみを所有していたとする場合の固定資産税額を算出し、同額をやや下回る額は滞納固定資産税全体の中の本件土地の税額に相当すると理解されることから、この部分に対してのみ、本件処分に基づき取り立てた賃料債権月額 31 万 5000 円のうち、少なくとも本件土地に係る賃料相当額と考えられる 7 万 4400 円を充当している。

よって、本件処分は信託法 23 条 1 項に反するものではない。

- (2) 争点 2 について

【原告らの主張】

本件土地及び本件建物の賃料にかかる消費税相当額 1 万 5000 円は、原告会社が賃借人レーベンから預かった国税の預り金であり、本件賃貸借契約に基づく賃料債権ではなく、本件処分はかかる部分を含めて差し押さえるものであって違法である。

【被告の主張】

消費税の納税義務者はあくまで賃貸人である原告会社であり、本件賃貸借契約の賃借人であるレーベンは、消費税の実質的負担者ではあるものの納税義務者ではない。消費者が商品や役務の提供に対して支払う消費税はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有せず、本件における消費税相当額は、賃料の一部にすぎないから、これを差し押さえることに違法はない。

よって、本件処分に違法はない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1について

(1) 本件処分は、亡Bの信託財産である本件土地とそれ以外の原告会社所有の不動産に対する滞納固定資産税に基づくものであるところ(前提事実(2)エ、オ)、原告らは、本件処分が信託財産に属する本件土地に係る賃料を含めて差押えをしたは信託法23条1項に反し違法である旨主張する。

(2) そこで検討すると、信託財産に属する財産にかかる固定資産税は、信託事務の処理について生じた権利(同法21条1項9号)として差押禁止の例外に該当し、これに基づき信託財産に属する財産を差し押さえることができる(同法23条1項、2条9項、21条1項9号)。

そして、前提事実(2)イによれば、原告会社は、本件賃貸借契約の締結にあたり、亡Bから信託譲渡された本件土地と、自己の固有の財産である本件建物を一括してレーベンに賃貸し、その際、賃料については、月額31万5000円とするのみで、本件土地に係る部分の賃料額と本件建物に係る部分の賃料額とを明示して定めなかったのであるから、本件土地に係る賃料債権と本件建物に係る賃料債権とは不可分債権となるものと認められる。

したがって、本件土地に係る滞納固定資産税に基づき上記不可分債権たる賃料債権を差し押さえることは可能というべきである。

(3) 以上によれば、差押処分たる本件処分は信託法23条1項に違反するものではないというべきである。

2 争点2について

原告らは、被告がレーベンから預かった消費税分を含めて差押えをし、これを取り立てて滞納固定資産税等に充当したことは違法である旨主張する。

本件において、原告らは、充当処分ではなく、差押処分である本件処分の取消しを請求しているところ、原告らの上記主張は、本件処分の瑕疵として消費税相当額が預り金であるにもかかわらず、被告がこの部分の差押えをしたことが違法であるというものと解される。

しかし、そもそも消費税の納税義務者は事業者自身であって(消費税法5条1項)、消費

者ではなく、この点は消費税相当額の実質的な出捐をしたのが消費者（本件においては借人であるレーベン）であったとしても変わりはないから、消費者の負担する消費税相当額は消費者からの預り金ではなく、事業者消費者間の商品・役務の対価の一部というべきである。したがって、被告が消費税相当額を本件賃貸借契約に基づく賃料の一部として差押えをしたことには何ら違法はないというべきである。

3 以上によれば、本件処分に原告主張の違法はないというべきであり、ほかにこれを取り消すべき違法も見出せない。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大津地方裁判所民事部

裁判長裁判官 長谷部幸弥 裁判官 北村ゆり 裁判官 楠真由子

別紙 差押目録

滞納納税者 彦根市α町×××番地
原地域周辺整備株式会社

第三債務者 滋賀県草津市β町×××番地
株式会社レーベン

滞納者(債権者)が株式会社レーベン(債務者)に対して有する不動産賃貸借契約にもとづく下記物件(不動産の表示)にかかる平成24年2月分以降の賃料月額31万5000円(賃料30万円,消費税込額1万5000円)の支払請求権。

ただし、滞納金額(納付日において再計算した延滞金を含む)に充つるまで。

記

1 賃貸借契約日 平成18年7月19日

2 物件(不動産の表示)

〔1〕彦根市α町字γ×××番地×

雑種地 84平方メートル

〔2〕彦根市α町字γ×××番地×

雑種地 224平方メートル

〔3〕彦根市α町字γ×××番地

宅地 1332.23平方メートル

〔4〕彦根市α町字γ×××番地

家屋番号 ×××番

事務所・物置・作業所

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 125.37平方メートル

以上

別紙 不動産目録

1 所在 彦根市α町字γ

地番 ×××番×

地目 雑種地

地積 84平方メートル

2 所在 彦根市α町字γ

地番 ×××番×

地目 雑種地

地積 224平方メートル

3 所在 彦根市α町字γ

地番 ×××番

地目 宅地

地積 1332.23平方メートル

4 所在 彦根市 α 町 γ ×××番地

家屋番号 ×××番

種類 事務所・物置・作業所

構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 125.37平方メートル

【別紙】滞納固定資産税目録

<省略>